

京都市告示第 5 4 4号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
勸修寺今熊野線	山科区西野山中臣町26番地の164地先から 同町28番地の2地先まで	旧	メートル 33.00	メートル 5.40 ~ 5.50
		新	32.00	19.95 ~ 26.80

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宅西野山線	山科区栗栖野打越町17番地の10地先内	旧	メートル 8.50	メートル 20.00
		新	3.50	20.00
大宅西野山線	山科区東野舞台町89番地の1地先内	旧	18.30	22.95
		新	12.00	22.95
山科西野山経33号線	山科区栗栖野華ノ木町26番地の2地先から 同区西野山中臣町26番地の98地先まで	旧	37.90	3.55 ~ 4.05
		新	37.90	3.55 ~ 4.05

山科西野山 緯70号線	山科区栗栖野華ノ木町17番地の1地先から 同区西野山中臣町26番地の164地先まで	旧	302.00	19.97 ~ 26.80
		新	274.00	19.97 ~ 20.04
山科東野経 22号線	山科区東野舞台町91番地地先から 同町90番地地先まで	旧	38.90	4.40 ~ 17.98
		新	40.00	4.40 ~ 17.98
山科東野経 40号線	山科区栗栖野打越町17番地の10地先から 同町17番地の5地先まで	旧	25.70	9.00
		新	25.70	9.00
山科東野経 45号線	山科区栗栖野打越町17番地の10地先から 同町17番地の5地先まで	旧	25.70	9.00
		新	25.70	9.00
山科東野緯 19号線	山科区栗栖野華ノ木町26番地の2地先 内	旧	8.50	2.70 ~ 2.80
		新	5.00	2.70
山科東野緯 20号線	山科区栗栖野華ノ木町21番地の1地先 から 同町22番地の1地先まで	旧	69.90	1.85 ~ 2.40
		新	24.00	2.40
山科東野緯 53号線	山科区栗栖野打越町17番地の5地先内	旧	8.40	21.73
		新	4.40	21.73

(建設局土木管理部道路明示課)